

第10回 行政手続部会 議事録

1. 日時：平成29年2月2日（木）16:00～17:26
2. 場所：合同庁舎第4号館4階共用第2特別会議室
3. 出席者：
 - （委員）高橋滋（部会長）、森下竜一（部会長代理）、野坂美穂、原英史、吉田晴乃
 - （専門委員）大崎貞和、川田順一、國領二郎、佐久間総一郎、堤香苗
 - （政府）羽深内閣府審議官
 - （事務局）田和規制改革推進室長、刀禰次長、石崎参事官、大槻参事官
 - （ヒアリング出席者）法務省：金子民事局官房審議官、坂本民事局商事課長、
佐々木入国管理局官房審議官、
根岸入国管理局総務課企画室長
 - 厚生労働省：酒光総合政策・政策評価審議官、
引地労働基準局労働保険徴収課長、高橋年金局事業管理課長、
佐々木政策統括官付情報化担当参事官、
田中職業安定局雇用保険課長
 - 国土交通省：篠原総合政策局次長、平田土地・建設産業局建設業課長、
山本総合政策局政策課政策企画官

4. 議題：

（開会）

1. 関係省庁からのヒアリング

（閉会）

5. 議事概要：

高橋部会長 まだお見えでいらっしゃらない方がいらっしゃいますが、時間となりましたので、第10回「行政手続部会」を開会させていただきます。

本日は、お忙しい中、御出席を賜りまして、誠にありがとうございます。

本日は、皆様、全員御出席でございます。吉田委員が途中御退室ということでございます。

それでは、早速議事に入ります。

本日も、前回に続きまして、関係省庁からのヒアリングを行います。ヒアリングの内容は、資料1にあります「『重点分野』、『削減目標』、『計画的な取組の推進』についての考え方（たたき台）」に対する意見及び個別分野について特殊な事情がある場合の意見でございます。

委員、専門委員の皆様におかれましては、関係省庁の意見を聴取していただきまして、

それを受けて、御質問、御議論を頂戴したいと思います。

本日は、法務省、厚生労働省、国土交通省の順で行います。

それでは、法務省、よろしくお願いいたします。

(法務省入室)

高橋部会長 本日は、どうもお忙しいところをありがとうございます。

それでは、資料に沿いまして、資料2につきまして、法務省より15分で御説明を頂戴したいと思います。よろしくお願いいたします。

金子民事局官房審議官 法務省でございます。

常日ごろ、法務行政に御理解をいただきまして、ありがとうございます。

まず、民事局担当の審議官の金子から御説明を申し上げます。

まず、お手元に既に資料をお配りしているとおりでございますが、29年1月19日付の「『重点分野』、『削減目標』、『計画的な取組の推進』についての考え方(たたき台)」のうち、「重点分野」について、商業登記が取り上げられている点については、特段、異存はありませんし、また、段取りを持って進めていくということについて、それ自体に特段意見があるわけではありませんが、「削減目標」とされているところの、削減対象のコストの内容のうち、削減対象を「時間(事業者の作業時間)」とすることについて「コスト計算に多大な労力、費用、時間をかけることは適切ではなく、簡易な推計方法を検討すべきではないか」とされています。この簡易な推計方法を検討するというのは、全くそのとおりかと思いますが、この点につきましては、各手続の事情に応じたできるだけ簡易な方法によるべきであると考えておりますところ、具体的にどういう推計方法であればいいのかということを少しイメージが湧くように例示していただくことも検討していただけないかと思っておりますのでございます。登記の分野は、特に申請する側が一般国民ということがございますので、その辺、どういうことをイメージすればいいのかと思っております。

「削減目標」のうちの(2)取組期間ですが、これもどこをどのようにしてコストを削減していくのかということにもよるわけですけれども、場合によっては法令改正、あるいはそれに基づくシステム改修を要することもあると思っております。そうしますと、それ自体に数年かかるということもございまして、少し柔軟な対応が可能となるように、御配慮いただけないかと思っておりますのでございます。

個別分野について、特殊な事情がある場合の意見ということで、少し商業登記の特質について御説明させていただければと思います。商業登記制度は、できるだけ簡便なほうがいいというわけでは必ずしもないということがございますので、それを理解していただくためにも、まず、目的から御説明します。

御案内のとおりですが、商業登記制度は、会社等に関する事項で取引上重要なものを登記し、公示するものであります。これによって会社等に係る信用の維持を図り、かつ、取引の安全と円滑に資することを目的としています。そして、法人は登記することによって

成立するものであって、法人である以上、登記を必ず行う必要があるわけです。

法人格自体は観念的なものであって、触ったりすることができないものです。例えば会社等が法人格を取得しているか、どのような組織を有しているか等の法律関係については、無形のものですが、このような事項を公示する制度がないと、会社等の取引の相手方は、常にこのような事項を自ら調査する必要性が生じ、安全で迅速に取引を行うことができないということになります。商業登記制度の存在によりまして、取引の相手方は、登記されている事項について調査する必要性がなくなり、会社においても、自らの組織体、商号、事業内容や資本金等について、証明する必要性がなくなるということになります。このような公示機能を担っているということが言えます。

このような商業登記制度の目的に照らしますと、商業登記制度がその機能を十分に果たすためには、登記した事項の内容が真実であるということが求められています。そのため、商業登記法や商業登記規則において、商業登記の申請には登記すべき事項を証明するための各種の添付書類が必要とされており、そして、登記官は、登記すべき事項が添付書面によって証されているかを審査して、登記を行うということになっております。このような添付書面の性格から、添付書面は原本を提出することが求められているわけです。

事務負担の観点から、一番大きなファクターとしては、添付書面の問題が考えられると思いますので、これから少し添付書面について御説明します。

一つは、会社法の規定によって、会社が作成しなければならないとされている書面をそのまま添付書面として提出するというものでございます。もう一つは、商業登記手続のために、会社が作成し、または取得しなければならないというものです。

添付書面のうち、例えば、定款、株主総会議事録、取締役会議事録等につきましては、会社法の規定によって作成しなければならないとされている書面ですので、これらの書面は、商業登記手続のために会社が作成しなければならない、登記手続のために負担が生じているものではないということが言えます。

他方で、商業登記手続のために、会社が作成し、または取得しなければならない書面というものもございます。例えば役員の就任承諾書、役員の印鑑証明書・本人確認証明書、株主リストなどがあります。これらの書面は、商業登記の真実性を確保するために添付が求められているものです。特に、近年、法人格の悪用防止の観点から、商業登記の真実性の確保がさまざまな関係各所から要請されているところでございます。説明の資料にも掲げておりますが、消費者委員会平成25年8月6日付の「詐欺的投資勧誘に関する消費者問題についての建議」のほか、平成24年には、日本弁護士連合会から「商業・法人登記制度に関する意見書」が提出されています。これらはいずれも法人格が詐欺の手段として悪用されているとして、商業登記の真実性の確保の観点から、添付書面を追加すべきであるとの要請をするものでございます。

また、近時は、国際的にも法人格の悪用を防止すべきことが指摘されております。商業登記の添付書面につきましては、これらの真実性の確保の要請にも応えていく必要があり、

近時は、ますますその要請は強まっています。

このように、商業登記手続のために必要な添付書面は、商業登記の真実性を確保するために必要不可欠なものであり、これを省略した場合には、不実の商業登記がされるおそれが高まることとなります。そして、不実の登記がされた場合には、誤った登記を是正するためのコスト、それから、不実の登記に起因する消費者被害を含む紛争が発生することによる社会的コスト、さらに、それを解決するための司法的なコスト、このようなコストが生ずることとなります。したがって、商業登記における添付書面は、このようなコストが生ずることを未然に防ぐためのものでもあります。

また、商業登記の中には、真実に基づかないものがあり得るとして、その信用が失われた場合には、会社が自身の基本的事項を証明したり、会社と取引をしようとする者がこれを調査したりする必要が生じ、結局はこれらのコストを当該会社またはその取引先が負担することになるという意味では、非常に大きな社会的コストを生じるといえるように考えられます。

このように、商業登記の機能を確保するためには、添付書面によってその真実性を十分に確認した上で登記することが必要です。

以上、述べましたとおり、法人にとって、商業登記は必要不可欠な制度であること、商業登記が、その機能を果たすためには、商業登記の真実性を確保する必要があり、添付書面はそのために必要なものとされていること、商業登記の真実性が確保されなければ、かえって事後のコストが生ずることといった、商業登記における事情は十分に考慮されるべきであると考えております。

他方、申請人の負担軽減ということにつきましても、我々として取り組んでおりますので、少し御紹介を申し上げます。

商業登記における申請人の負担軽減として、平成27年10月から、いわゆるマイナンバー法の施行に伴いまして、会社の登記事項証明書が添付書面となる場合には、当該会社の会社法人等番号を登記の申請書に掲げることによりまして、その添付を省略することができるようにしております。

また、平成28年6月から、外国人が商業登記手続を行う際の負担を軽減するため、日本における印鑑証明書にかわるものとして、本国の官憲が発行する署名証明書が必要とされているわけですが、これにつきまして、従前は外国人の本国内に所在する官憲か、日本における領事の作成によるものに限定されるとの運用がされておりました。これを、当該外国人の住んでいるところ、居住地等における領事が作成したものでも足りる旨を明確化するとともに、外国人の本国の国籍国の制度上、本国の官憲が発行する署名証明書を取得できない、取得することができないという場合もあるようですので、このような場合には、日本の公証人または外国人が現に居住している国の官憲が発行する署名証明書でも差し支えないということとしております。

さらに、平成32年度以降には、法人設立手続全体で見た場合について、設立の登記の完

了後に税務署等、幾つかの役所に対して行う必要がある各種の手續において、登記事項証明書の添付を省略することができるよう、関係省庁と連携、検討を進めているところでございます。

このように、法務省におきましては、これまでも商業登記の真実性の確保を図りつつ、申請人の負担軽減を図るための方策、両面から進めてきたところでございます。今後も、このような両方の視点に配慮しつつ、検討してまいりたいと考えているところでございます。

私からは以上です。

佐々木入国管理局官房審議官 引き続き、入国管理局から御報告を申し上げます。

入国管理局といたしましては、お示しいただきました今回の御部会の取組のたたき台につきましては、特段の意見はございません。

また、特殊な事情がある場合の意見ということではないのですが、せっかくの機会でございますので、今、入管としてこの行政手續のレベルアップのために行おうとしていることについて、一言御報告申し上げます。

昨年の再興戦略におきまして、私どもの手續のオンライン化を含めた迅速化を図ることが定められておりまして、今、それに向けて制度設計をしているところでございます。これだけ外国人の数が増えて、私どもの事務所に手續にいらっしゃる方々も非常に増えているわけでございますが、その円滑化・迅速化というお声は、以前から頂戴しているところでございますし、私どもといたしましても、ある意味、悲願でございましたこのオンライン化が、あと2年後には実現をするということでございます。もちろん、迅速化・円滑化の視点はもとよりでございますが、オンライン化をすることによっても、なお、審査の適正性が確保できるような制度にするべく、現在、検討しているところでございます。

以上、御報告でございます。

高橋部会長 どうもありがとうございました。

それでは、ただいまの御説明につきまして、御質問等がございましたら、お願いしたいと思えます。

それでは、大崎専門委員、よろしく願いいたします。

大崎専門委員 ありがとうございました。

私は少なくとも、この商業登記の重要性でありますとか、登記事項が真実でないというようなことを思われては非常に問題だという、そういうことは十分理解しておるつもりなのですが、今まで事業者の方や、あるいは事務にかかわっておられる、いわゆる土業の方々などがおっしゃっていることを聞いていますと、商業登記のやり方の細かいところ一つ一つというよりは、法人設立全体のプロセスの中で何度も同じ書類を出さなければいけないとか、異なる窓口に出かけなければいけないというところが、大きな負担になっているのかなということが実感でございまして。ですから、先ほど御説明いただいた中の、各種手續において、ここでは登記事項証明書の添付の省略という1点に絞って言うておられますけ

れども、関係省庁と検討しているという、ここが大きいのかなと思っておりまして、ここについて、もっと具体的な、例えばいついつまでにこういうことができるというようなことをお示しいただくと大変前向きな感じが出てくるのではないかと思った次第です。いかがでしょうか。

高橋部会長 よろしいでしょうか。

お願いします。

坂本民事局商事課長 基本的には、先ほど御説明させていただいたとおり、これは32年度以降ということになります。システム整備等が必要になってまいりますので、ある程度のお時間を頂戴できればと存じますが、具体的に検討を進めているという状況でございます。

高橋部会長 それでは、吉田委員、どうぞ。

吉田委員 真実性の確保については、技術的側面から海外の事例をみたいと思いますが、それにしてもデジタルの世界の中でも絶対に可能だと思います。逆に言うと、物理的な印鑑そのものでさえ、今は3Dプリンターというものがあれば、幾らでも印鑑証明と同じものが偽造できるわけですね。だから、やろうと思ったら幾らでもできるという環境の中で、紙ベースの書類でも、実際に紙の透かし云々ということがあるのでしょうかけれども、それが本物ですよと一回証明をデジタルの世界でして、それを有効利用する、そういうやり方は絶対にあるはずなのです。私も、今、こういうものがありますというサービスやシステムは具体的に説明できないのですが、海外などでは全面的なデジタル化がおこなわれている事例もあるということも考えると、紙の原本を提出することだけが真実性を確保するという方法ではないと思います。技術の力は上がっているのです、模索できるのではないかと考えています。

高橋部会長 國領専門委員、どうぞ。

國領専門委員 ほとんど同じ質問ではないかと思いますが、2ページのところで、例として、役員の印鑑証明書とか本人確認証明書、この本人確認証明書というのは、恐らく届け出にいられた方の本人確認のことをおっしゃっているのではないかと思います。この手のものにつきましては、マイナンバー制度に基づく公的個人認証で対応できるというのが、大体、今の政府の流れかと思いますが。これに沿った形での対応というものをお進めになっているという理解でよろしいでしょうか。

高橋部会長 では、まとめてお願いいたします。

坂本民事局商事課長 商業登記でも、オンラインでの申請は可能になっております。その場合、添付書面につきましては、紙で出してもいいですし、電子データをオンラインで出すことも可能になっております。ただ、オンラインで添付書面を出す場合は、先ほど申し上げましたように、また、先ほど吉田委員からの御指摘にもありましたように、真実性の確保という観点から、作成者の電子署名を付したものを提出するというようにされています。そういう意味で、公的個人認証を利用して作成者の電子署名を付したものをオン

ラインで提出することもできるようになっております。

高橋部会長 よろしいでしょうか。

川田専門委員、よろしく申し上げます。

川田専門委員 ありがとうございます。

一般論ということで2点お聞きします。法務省として、事業者なり申請者なりの作業時間がどのくらいかかっているのかというような、利用者側でかけられている時間の調査を今までしたことがあるのかどうかということが1点。

もう1点は、これまでのヒアリングやアンケートから、事業者が意外と事業開始時の手続に負担を感じている。商業登記など、私はそういう意見が多かったような気がするのです。特に外国人の創業するときの手続が非常に煩雑で、例えば、会社定款認証などの公証役場手続や入管関係手続は行政書士が行うし、それらをまとめた会社法人登記手続自体は司法書士が行うということで、土業の業務がはっきりしないために、非常にコスト感があるのだという、象徴的な意見があったことを思い出すわけですけれども、法務省の所管する入管と法務局、公証役場の間で効率化が図られたことがあるのかどうか。その2点についてお聞きしたいと思うのです。

坂本民事局商事課長 1点目、時間の調査ということでございますけれども、先ほど申し上げましたように、会社法上、当然作らなければいけない書面と商業登記のために作らなければいけない書面とが混在しているということもございまして、先ほどの当省からの説明で、どうやって測定したのか、イメージが湧くようにということを申し上げましたが、これまでにそういう形で把握したことはございません。

入管と登記との関係について、御質問の趣旨を正しく理解できているか定かではないのですけれども、その辺の話で、何か具体的に話をさせていただいたということは、恐らくないのではなからうかと思えます。土業との関係ということですが、登記手続は司法書士ということになっておりますので、そこは両方ということかと思えますけれども、そのようになっているということでございます。

また、これは私どもというよりも政府全体での取組ということで、既に御承知のことかと思いますが、東京開業ワンストップセンターには、商業登記も、入管も、協力させていただいているところでございます。

高橋部会長 よろしいでしょうか。

ほかはいかがでしょうか。

幾つか、例えば例として、添付書類が英語で作成がされている場合に、日本語訳をつけなければいけないのだけれども、どうも全部訳を求められて、必要最小限のところだけ、この該当箇所がこうなのだという、本来であれば、それで十分なのではないかという御指摘もあつたりします。

それから、これは入管のほうに御質問なのですが、第3回の行政手続部会のヒアリングをさせていただいたところで、地方入管局と出張所で在留資格の認定証明書交付申請につ

いての質問書の様式が異なって手間だというお話が出たのですが、いわゆる局と出張所で様式が違うというのは、どうも我々も腑に落ちないところがあるのですけれども、その辺の様式の統一のようなことについてはお考えにならないのでしょうか。それぞれ、御回答いただければと思います。

坂本民事局商事課長 まず最初の、添付書面の訳文のほうでございますけれども、どこを訳せばいいのか明らかではないという御指摘があったことも踏まえまして、我々のほうで、1月25日から、どこが訳文が必要な部分なのかをホームページで示すなどして、その範囲を明らかにするというのをやらせていただいております。

高橋部会長 ですから、少しそういうものを積み重ねていくと、時間とか、そういうものもかなり出てくるのではないかと思いますので、その辺、御工夫いただければと思います。

では、入管にご回答をお願いいたします。

佐々木入国管理局官房審議官 いただきました御意見の中に、本局と出張所で提出をいただく質問書のページ数がすごく違ったという御意見をいただいております、私どももえっと思いつつ、東京入国管理局が一番大きいものですので、状況を調べてみたのですが、質問書のページ数が大きく異なっているということについての事実は確認できませんでした。ただし、一般論として申し上げますと、今、御指摘をいただきましたように事務所で取扱いが違う、お願いをする書類が違うということにつきましては、国家行政としてはもちろん望ましくないと思いますので、引き続き、統一的な取扱いが図られますように、本省としても、指導を徹底してまいりたいと思っております。

高橋部会長 どうぞ。

刀禰次長 今のお答えは、かなり個別の技術的な部分もあるかと思いますので、それぞれのお答えの内容を改めて事務的に確認させていただいて、また整理をしてみたいと思います。

高橋部会長 ほかはいかがでしょうか。

では、森下部会長代理、お願いします。

森下部会長代理 先ほどお話があった登記事項証明書の添付の省略なのですけれども、平成32年は大分先かなと。これは一体どこの省庁と検討して、誰が主体的にされているのか。平成32年までかかる理由は、一体何が原因でかかるのか。そんなに難しいお話をされているようには、少なくともこの文からは読めないのですけれども、なぜこんなに時間がかかるのか、大変不思議なのですが、いかがでしょうか。

坂本民事局商事課長 まず、どの省庁と検討しているかというところですが、内閣官房のIT室、総務省が中心になって、法務省、厚労省、国税庁になります。税の関係と社会保険等の関係ということで、今、協議を進めているところでございます。

なぜそんなに時間がかかるのかというところでございますけれども、システム的につないで、情報を確認できるようにするという事等もございまして、システム的なことを

先ほど申し上げましたが、制度整備も必要なところがあるように聞いておりますので、それらの関係で、そういう期限を設定させていただいているということでございます。

森下部会長代理 もしそうだとすると、ここに書いてある内容と違って、そのマイナンバー全体の活用の話をされているように聞こえるのですけれども、登記事項の証明書だけの、添付の省略だけのお話とは違う説明ではないかと思うのですが。

坂本民事局商事課長 マイナンバーの関係で御説明申し上げたというわけではございません。

森下部会長代理 では、これはマイナンバーの活用とは別問題なのですか。

坂本民事局商事課長 これは個人のマイナンバーの活用とは、別の文脈でございまして、設立に際して、税とか社会保険等の関係で、会社が各種届出をすることが必要とされており、それに当たって、会社の登記事項証明書を添付しなければならないとされています。ただ、各会社の方々が法務局に登記事項証明書をとりに行って、それをまた役所に出すというのは無駄ではないかという御指摘があったことから、役所間で情報連携をさせていただくことによって、一々会社の方に、会社の登記事項証明書を取得して提出していただく必要はないようにしようという取組でございます。

森下部会長代理 趣旨はわかりましたけれども、やはり平成32年というのは、逆にそれだけのためにそこまで時間がかかるのかなという思いがどうしてもありますので、ぜひ、関係省庁でもっと早目にできるようにお話をしてもらおうのがいいのかなという気がいたします。

高橋部会長 電子署名もかなり負担だ、それ自体、証明をとるのも負担だという御意見もあって、この辺はどこで作業をすべきかというところはあると思いますので、ぜひ、制度全体、法務省も含めて御検討いただければと思います。

あと、東京でワンストップセンターでやられているという話なのですが、もうちょっと工夫されれば、そこにわざわざ行かなくても電子的にワンストップでできるような仕組みができれば、非常に外国企業の負担も軽くなると思いますので、そういう視点から、ぜひ洗い直していただければと思います。いかがでしょうか。

金子民事局官房審議官 設立に際して関係する役所が集まって、そこで一気に手続を進められるようにするという趣旨でワンストップはあるのですけれども、定款認証のところは、公証人の前で確認する必要があって、だから、公証人が、ワンストップセンターに詰めて仕事をするということをしているのですが、その面前確認というところが、なかなか今のようなお話ですとできなくなるということになって、それに代わるものをどう担保するのかという話が出てくるように思います。

高橋部会長 その件は、厚労省の医療のところでも、いわゆるテレビで診断できるかとか、今、そういう時代になっているのです。そういう意味では、公証人とテレビでつないで、要するに、確認できるようになるということは、およそ想像できないのでしょうか。たしか公証人は別に管轄はないので、どこにいたっていいのですね。

坂本民事局商事課長 定款認証の場合は、会社の本店所在地の法務局に所属する公証人でなければいけないと決まっています。

高橋部会長 そうでしたか。それでも、テレビ電話でつなげれば良いという話はあるのではないかと思います。いろいろとこれから交渉して、お話を詰めていきたいと思います。

ほか、いかがでしょうか。何かあれば、よろしいでしょうか。

では、最後一点だけ、お願いします。

吉田委員 システムデザインについて、今まで総務省や法務省その他の省庁のヒアリングを何回か続けてきましたが、すべてのまとめた全体的な絵が見えないのです。どこで統合したオーバーオールな絵を見ながら全体を把握しているのでしょうか。その都度その都度、ばらばらな話をされているような、何となく釈然としない感じがします。

素人の観点から考えると、e-Govと聞くと、ソリッドなプラットフォームがシームレスでできるのではないかと思います。今、個別にいろいろな省庁のお話を聞くと、全体的な統一された目標に向かってみんなが進んでいる感じがしないのです。ここはそれはIT戦略室の責任でしょうか。それとも他に部門はあるのですか。

坂本民事局商事課長 私どもとして答える立場になく、全体を把握しているわけでもないのですが、先ほど申し上げた会社設立に当たっての情報連携ということで申し上げれば、先ほど御説明したとおり、IT室と総務省が中心になられて、関係省庁で検討しているということです。

高橋部会長 これはまた別の機会に、政府全体の話として出すので、議論していきたいと思います。

吉田委員 整備をしていくということですね。了解しました。

高橋部会長 それでは、時間になりましたので、法務省からの御説明はこれまでとさせていただきます。

お忙しいところ、どうもありがとうございました。引き続きよろしく願いいたします。

(法務省退室)

高橋部会長 続きまして、厚生労働省より御説明を頂戴したいと思います。入れかえに時間がかかるかもしれませんが、よろしく願いいたします。

(厚生労働省入室)

高橋部会長 それでは、資料3につきまして、厚生労働省より御説明を頂戴したいと思います。

お忙しいところ、どうもありがとうございます。よろしく願いいたします。

15分でよろしく願いいたします。

酒光総合政策・政策評価審議官 承知しました。

厚生労働省で総合政策・政策評価審議官をやっております、酒光でございます。

本日は、行政手続部会にお呼びいただきまして、どうもありがとうございます。

まず、全般的な厚生労働省としての基本的な考え方でございますけれども、厚生労働省、

社会保険ですとか、労働保険、その他、さまざま労務に関する手続等々、各事業者の方に日々お願いしております、大変御負担をかけているということについては十分認識しております、できる限り行政手続コストの削減は真剣に取り組んでいかなければいけない課題であるということは十分認識しておりますので、今までもそういう観点から取り組んではまいりましたけれども、今後一層取り組んでまいりたいと思っております。

そういう前提を踏まえました上で、今回いただきました、たたき台についての意見があればということでございますけれども、まだ当省も一つ一つの細かい手続について、十分精査できているとは言えませんが、たたき台ということですので、今後私どもがこういう手続コストの削減に取り組んでいこうという観点から、率直なところ、若干気になる点というものについて申し上げたいと思いますので、やや誤解だとか、そういうところもあるかもしれませんが、御容赦いただければと思います。

資料は資料3というものでございます。

まず、「重点分野」の(1)取組の対象範囲ということでございますけれども、これにつきましては「行政機関等」ということで、国の行政機関はもちろんですけれども、そのほかの独立行政法人とか、地方公共団体が書いております。こういったものの手続はもちろん国から何かこれをやってくれとお願いしている部分もありますけれども、そういうものはむしろ少なく、全般的には独立行政法人なりが工夫してやっていたり、あるいは都道府県ごとに必要であるということ、国は特に求めていないけれども、やっている手続とか、そういうものもあるかと思えます。目標設定の仕方にもよるのかなとは思いますが、一律、例えば国の目標として設定してもらおうと、国としても大変かなという気がいたしますので、その辺が気になるということを書いたところでは書いてございます。

2番目ですけれども、「削減目標」のうちの(1)削減対象ということでもありますけれども、コストということ、時間を削減するということ、取り組んでいこうということで、それは一つの考え方として十分あり得る考えかなと、全体としては思えます。具体的な時間をどう計るか。ここでは事業者の作業時間とか、企業内部での時間ということで書かれておりますけれども、これはどこまで範囲に含めて、どのように測定するのかなというのが、実務的な立場だと、やや気になります。

例えば、企業内部での検討時間と書いてありますけれども、たしかヒアリングなどでも、就業規則をあちこちに届け出なければいけないので、大変だというお話がありましたが、多分就業規則ですと、一番時間がかかるのは、どういう就業規則にするかとか、労働組合などとちゃんと協議していくとか、多分そういうことに一番時間がかかるのだと思いますが、例えば何%減らすというときの母数にそれをどこまで含めるのかとか、そういったこともあろうかと思えます。

あるいは、手続に行く場合に書類を書く時間はもちろん入るのだらうと思えますけれども、窓口を持っていくような場合の移動時間ですとか、あるいは、場所によっては、特に時期的に非常に混雑してお待ちいただくような場面もありまして、そういうところは、本

当に削減しなければいけないというのは、現場を持っている立場としては、いろいろと日ごろから取り組んではおりますけれども、例えば、そういうことはどう捉えたらいいのかとか、そういうことについて、まだわからないところがありますので、御検討いただければと思います。できれば、削減しようと思っている内容に応じて、そこら辺を柔軟に設定できるといいのかなと思います。よろしくお願いいたします。

(2) 取組期間のところは、大体ここに書かれているとおりなのだろうと思いますが、3年ということで、当省の中で検討して、例えば様式を直すですとか、通知を直すというのは、多分3年で十分対応可能かなと思いますけれども、物によっては、もしかしたら法律の改正が必要なものもあるかもしれませんし、あるいはシステムの改修などが必要な部分があるかと思えます。特に、システムの改修が必要な場合ですと、システムの改修のいろいろなスケジュールの関係もありまして、必ず3年でできるかどうかというのは、十分精査していませんけれども、まだちょっと疑問が残るところがございますので、こちらのほうでも、物によっては5年という書き方もされていますが、その辺については柔軟にお認めいただけるとありがたいと思います。

次に(3)削減目標ですけれども、数値目標として削減率を設定するというところで書かれておりまして、何らかの目標を立ててやるということは非常に重要だろうと思っております。ただ、今回、行政手続コストを削減するというところで、手続の趣旨や現状、今までも随分やったものと全然取り組んでいなかったものとか、あるいはやろうとしている削減の内容によっては、例えばすべての手続を一律時間単位で計算して、10%削減とか、20%削減というのが適当なのかと。例えば、電子申請みたいなものであれば、電子申請の利用率を高めるとか、そういういろいろな目標の設定の仕方もあるのかなと思いますので、その辺についても御検討をいただけるとありがたいと思います。

続きまして、3.の(1)重点分野についてでございます。

(1)重点分野につきましては、本年6月末までに暫定的な削減計画を策定すると書かれておりまして、できる限り、それに向けて努力はしたいと思っておりますけれども、実務的な感じで言いますと、行政手続コストの測定ですとか、測定結果を踏まえて改善策を精査するというのは、かなりぎりぎりだなという感じがいたしております。特に、厳密に例えば時間の計算などをすると、外部のコンサルなどを頼むとかになると、まず、到底間に合わないということになりますので、限られた時間でできることをやるということなのかもしれませんけれども、時間的にはやや厳しいなというのが、率直な意見でございます。

3.の(1)の次の丸でございますけれども、削減計画は各省庁が取り組むということで、原則的にはおっしゃるとおりかなと思いますが、物によっては、例えばマイナンバーを活用して、もっと行政手続を簡素化しようとか、あるいは、アンケート調査も上がっているかと思えますけれども、これも各省ごとに検討してもいいのですが、比較的共通しているものもあるかと思えますので、そういうものは、どこか音頭を取っていただいて、横断的に取組方針などを決めていただいたほうが効率的な検討ができるのではないかと考え

ます。

次のページ、最初の丸ですけれども、これはむしろお願いということでございます。行政手続コストの削減は、私どもも大事であると思っておりますけれども、それとともに、一定、例えばシステムの改修をするとか、あるいは窓口体制を強化するとかということになりますと、予算や定員など、そういうものが必要になってくるケースが十分考えられます。私ども、それは日ごろの業務の一環でもありますので、頑張ったいとは思っておりますけれども、大変予算や定員など、厳しい状況もございますので、できれば全体として、国として、こういう行政手続コストの削減は、多少経費がかかってもやるのだということを盛り立てていただいて、全体的に予算がとりやすいように応援していただけると、大変助かるということでございます。

以上が全体的なものでございまして、次に、個別分野について、いろいろとありますが、ここは社会保険分野を例にとって申し上げたいと思っております。

社会保険分野の事務手続の関係ですが、これはほかの税金なども同じかもしれませんが、実際の事務は社会保険労務士に外部委託してやっている例が非常に多くて、そういう場合、今回削減の目標の考え方として、企業での事務時間というのですか、内部事務の時間ということをやっていますけれども、そういうものをどう測定したらいいのかということが、やや困ったなところがあるところ、率直なところでございます。

2点目の丸は、いろいろと書いてございますけれども、要するに、例えば年金をちゃんと支給する上では、標準報酬月額をちゃんと報告していただかなければいけませんし、加入期間も1カ月違うだけで全然給付が違うという場合も十分あり得ますので、その辺はしっかりととらなければいけない。あるいは、残念ながら不正を行ってしまうという事業主なりなんなりもいらっしゃる関係上、いろいろな書類を求めてしまう。もちろん非常に真面目にやっている事業主の方には迷惑なことだと重々承知はしてはおりますけれども、実態として不正を行う事例もありますので、そのために必要な手続というものもございまして、例えば記載項目の削減や手続の簡略化、大事だと思っておりますけれども、なかなか限度があるなという感じがいたしております。

とはいえ、行政手続の手間を削減するのは非常に大事だということで、その次の最後の丸に書いてございますけれども、今回のいろいろなヒアリングの中でも御指摘をいただいておりますし、従前からいろいろと御指摘をいただいているのですが、社会保険の手続とか、労働保険の手続とか、似たような手続を同じ時期にやらなければいけないということで、そういうものについて、ぜひ一元化というか、1回でできるようにしてほしいというような御提案をいろいろといただいております。

これまでも、実は取組を進めておまして、例えば社会保険・労働保険徴収事務センターというものをつくって、そこで申請書類を一括して受け付けるですとか、e-Govもそれぞれ年金や雇用保険などあるのですけれども、それが一括申請できるように工夫するとか、あるいは、最近やっておりますのは、e-Govの申請に当たって、外部連携API、データ

を連携するためのインターフェース、仕様ですけれども、これを公開することで、事業者の方がふだん使っている労務管理関係のソフトウェアから申請がすぐできるようになるというような取組も、今、進めております。

資料は一々説明しませんが、資料3の参考でつけている資料の一番最後、4ページだけ御説明いたします。

左側の図でございますけれども、e-Govにおけるオンライン申請の件数推移ということで、いろいろなものを足し上げて、一番足し上げたものが緑の図の一番上の折れ線だと思っていただければいいと思います。こういうことで、月々もちろん、変動はありますけれども、大体最近年では、1.4倍ぐらい増えてきている。それから、中でもAPI、そういうソフトウェアを使った自動的に申請できるようなものも運用を開始して、どんどん今、増えている状態です。この赤い部分がそうですが、増えている状態であります。全体的に見ると、まだまだ十分ではないところがあるかと思しますので、こういった取組、もっと利用しやすくできないかとか、利用率を高められないかとか、そういったことについて検討して、改善できればと考えております。

以上、いろいろと申し上げましたけれども、最初にも申し上げましたように、厚生労働省関係の手続、大変なことは重々承知しておりますので、いろいろな取組については、真摯に前向きに取り組んでまいりたいと思います。

以上です。

高橋部会長 どうもありがとうございました。

それでは、ただいまの御説明につきまして、いかがでしょうか。

佐久間専門委員、よろしく申し上げます。

佐久間専門委員 ありがとうございます。

厚生労働省というのは、民間の事業活動にとって最も重要なお役所だと。もちろん内閣府も非常に重要だと思っておりますけれども。その結果、多分、どういうところの行政手続が一番削減してもらいたいかというところで、やはり厚生労働省関係の手続が上位を占める。こういうことになるのだと思います。

そのときの大きいポイントは、一番最初のここに書いています、地方公共団体、ここが一律の規制をしていない、もしくは様式を持っていないというところです。この規制そのものについても、非常にばらつきがある。これも言い出すと切りがないぐらいたくさんあるわけです。要するに、コンビニで電子レンジを業者側が使えるところと使えないところとか、サンドイッチを売れるところと売れないところ、これは膨大なものがあるのですが、それは規制の中身そのものなので、ここは一步譲って、地方自治というものがあるとしても、様式というのは、基本的なサブスタンスにかかわらないものであれば、これはぜひ、統一をする。これは場合によっては、法律で決めてしまえばいいということだと思っております。法律で決めても、自治体というのは、何か加えたりしているのも実態なのですが、少なくとも、そこは強力に法律で様式は決める。逆に法定の様式以外の様式を認めない。こうい

う原則をつくれればいいと思います。

どうということかという、例えば就労証明書というものは、これは各自治体によって違います。勤務実績も3カ月なのか、6カ月を証明するのかというのもばらばらです。当然、企業は全国に展開しているとなると、自治体ごとに全部違う。ですから、これは全部書式が違う紙でやらなければいけない。こういうことでもありますので、とにかく様式については、中身ではなくて、同じにする。同じにすることによって、これはまさにIT化になじむようになるわけですので、そこはぜひ全力で取り組んでいただきたいと思いますし、ここで書いてあるような「一律に取組の対象とすることになじまない」というのは、これはいかなものかと。これについては、どう考えているのかをお伺いしたいと思います。

以上です。

高橋部会長 いかがでしょうか。

酒光総合政策・政策評価審議官 おっしゃるとおり、例えば自治体でいろいろやっている手続で、厚生労働省でこういうことを必ず押さえなさいと言っている部分と、そうではない部分と、あるかと思えますし、なるべく厚生労働省でデータを押さえなさいという部分で省略できるところはなるべく省略するですとか、あるいはほかの自治体の例なども参考にしながら、なるべく負担が少ないようなやり方をやっていくということはあるかと思えます。それは多分個別の手続になると思えますので、個別の手続ごとに精査して、これはもうちょっと統一的に減らそうというものはもしかしたらあるかもしれませんが、そういうことについては、前向きに検討したいと思います。

それから、ここに「一律に取組の対象とすることになじまない」というのは、目標を設定するという意味ですので、例えば、わかりませんが、ある自治体とある自治体の手続を比べると、ある自治体は30分ぐらいでできる手続だ、ある自治体は2時間ぐらいかかる手続だというときに、一律で例えば10%減らしますと、20%減らしますというのは、どういうようになるのかなというのが、ややわからないので、例えばある自治体は2時間を半分にしましょうとか、そういう目標は多分、あり得るのだらうと思えます。あるいは、1時間以上かからないようにしましょうとか、そういう目標はあるのかなと思うのですが、やや自治体ごとに取組の仕方が違うと、目標設定の仕方が難しいのではないかという趣旨でここは書きました。やらないという意味ではございません。

高橋部会長 共通するのですけれども、一つ一つについて具体的に20%やれというお話ではなくて、例えば横断したところ全体を踏まえて、そこで総体として20%ならば20%減らしてくださいというお願いだ、と理解していただければと思います。ですから、手続によっても、本当に削減しにくい手続もあれば、もっと踏み込んだ措置が可能な手続もあって、そこは全体を通して見て、許認可ならば許認可なりについて、大まかに20%ぐらいを目標に削減してくれと、こういうお願いをしているだと思えますが、事務局、それによろしいでしょうか。

そういうように御理解いただければと思います。

酒光総合政策・政策評価審議官 はい。

高橋部会長 自治体についても、地方公共団体の御理解は当然得なければいけないのは、我々も理解しております。国の目標として、ある程度定めて、国としてお願いするときに、このくらい自治体をお願いしたいと思えますという形でお願いをしていただく目標を設定すること、こういうことは可能なのではないかと考えておりますので、その辺もぜひ、御検討いただければと思います。

そこは厚生労働省、よろしいでしょうか。

酒光総合政策・政策評価審議官 結構です。

高橋部会長 それでは、吉田委員、それから、川田専門委員、お二人、お願いします。

吉田委員 実は私は、保育所を運営していらっしゃる方々とお話をしたときに、今、本当に働き手が枯渇して大変な社会問題になっている保育士、看護師さんの、労働時間のかなりの部分、確か30%から40%は公的機関に提出する書類作成に費やされているというようなことを聞いて、私はひっくり返ったのですけれども、まずこれを改善してもらえれば随分助かると思えます。保育士、看護師の方ををふやしていくというのも時間がかかるわけですね。ですからその手続を減らしていただければ結構なリソースが割けるというお話を聞いたことがあります。こうしたことも重点分野として取り組まなければいけないのではないかと思います。

今、我々がやろうとしている規制改革の今回の大きな目標は経済成長ですが、労働力が足りなくなっている現状の中、女性の社会進出などを阻んでいる、こういった保育所の問題があるのであれば、ここはもう待たないでやらなければいけないのではないかと思います。保育所をどれだけ増やしますという目標と同じように、今の保育士さんたち、看護師さんたちが、本当にコア業務にフォーカスできるような、そういう環境づくりというのは、大切だと思います。30%、40%という数字は確認の必要がありますが、実際に相当な時間を割いておられるようなのです。だから、ここは重点目標として、ぜひお話を深めていただきたいと思います。

高橋部会長 川田専門委員、どうぞ。

川田専門委員 ありがとうございます。

今までのお話と若干重なる部分があるのですけれども、実は、先ほどお話があったように、社会保険に関する手続というのは、事業者アンケートを見ても、各省庁に共通する以外のものでは最高位の負担を感じているという結果が出ております。その内容を見ますと、個々の手続の煩雑さというよりも、例えば保険関係成立届の場合、管轄は労働基準監督署、雇用保険適用事業施設届は公共職業安定所、健康保険・厚生年金保険の届出は年金事業所。それらの中にも重なる部分がある、あるいはその手続もそれぞれ出向いて行わなければいけないという、そういう負担が多いなという印象を私は持っております。それで、先程のお話で驚いたのですけれども、社会保険・労働保険徴収事務センターを設置して、一元化できるところは一元化しているということですが、これについてどの程度各事業者なり利

用者に内容を理解して、利用を促すようなアピールをしているのか、お聞きしたいと思います。

高橋部会長 いかがでしょうか。まとめて2つ、お願いします。

酒光総合政策・政策評価審議官 まず、保育所の関係ですけれども、おっしゃるとおり、保育士さんは貴重な戦力ですので、事務負担で忙殺されるのはよろしくないことであろうということは、認識しております。私も保育士の実際の実務はそれほど詳しくないですけれども、恐らく事務的な手続のかなりの部分は、自治体が決めている部分があるかと思えますので、先ほどのお話とやや共通する部分がありまして、国が要請して自治体がしようがないからとっている部分もあるかと思えますし、自治体が、自分たちの行政目的として、どうしてもとらなければいけないということととっている部分もあるかと思えます。そういうものも精査して、精査した上で、全体としてどうやって減らしていくのが大事だという御指摘だと思いますので、それは中身を精査して、検討していきたいと思っております。

高橋年金局事業管理課長 それから、社会保険・労働保険徴収事務センターについてですけれども、資料3参考というものを1枚めくっていただきますと、どういうものかということで用意させていただきました。平成15年に設置を始めていまして、社会保険と労働保険の徴収事務を一体的に実施する。ワンストップ化により、事業主の利便性の向上、行政事務効率化を図るということでございます。センターは全国で312、これは全国の年金事務所すべてに、312がすべてですけれども、そのすべての年金事務所において、社会保険・労働保険徴収事務センターというワンストップの窓口業務を設置しておりまして、実際の業務は年金機構の職員が実施しております。

下のほうに書いてありますように、受付につきましては社会保険の届出だけではなくて、先ほど御指摘のありました労働保険関係の届出の受付も行いまして、そこから関係の部署に年金事務所から回送するというところでございます。

実際の周知度ということでございます。社会保険労務士さんが、大体こういう事務を、事業主から委託を受けて、社会保険関係であっても、労働保険関係であっても、実際の届出の代行をやられておりますけれども、社会保険労務士会宛てには、こういうものを周知しております。今後とも、こういうセンター、ワンストップ窓口があるということ、しっかりと周知を重ねていきたいと思えます。

高橋部会長 では、お三方、まとめて、どうぞ。

大崎専門委員、どうぞ。

大崎専門委員 今の件についてなのですけれども、周知もいいのですけれども、利用率、事業所数との関係でいうと、どのぐらいだと把握されているのですか。

高橋年金局事業管理課長 まことに申し訳ないのですけれども、そういう統計データは現在とっていないということで、年金事務所ごとにはやっていると思うのですが、それを全国一斉の集計という数字は持ち合わせていないということでございます。

大崎専門委員 それをおとりになると、それを幾つまで向上させますという目標がぱつと立てられるので、非常にいいと思うのですけれどもね。

高橋部会長 では、原委員、どうぞ。

原委員 全く同じ質問をしたかったのですが、ついでに、あわせて伺うと、その後のe-Govで、ワンストップでの申請が可能になっているということ。これも、これまでいろいろな事業所団体などから伺っている話とは全く印象が違っていて、これはできていませんと。大変お困りになっているということだと思います。

それで、件数の御説明がありましたように、これは全体の件数の中のどれぐらいの比率になっているのか、それから、課題が残っているとすると、どういう御認識をされているのかを教えてください。

高橋部会長 野坂委員、どうぞ。

野坂委員 私はまた別の質問になりますが、1ページ目の2.のところで、手続きが完了するまでの待ち時間の削減なども対象に含めるべきではないかという御提案をされているのですけれども、これというのは、標準処理期間の短縮ということも含められるのかどうかについてお伺いしたいと思います。

高橋部会長 では、まとめてどうぞ。

佐々木政策統括官付情報化担当参事官 まず、電子申請の状況についてでございます。現在、e-Govという電子申請のポータルを政府で構築しておりまして、そこでまず、雇用保険あるいは労働保険、あるいは年金の一括申請が可能でポータルというものがございます。これは22年からe-Govでそれらの手続きについて申請ができるような形にしています。ユーザビリティの関係でいろいろ御指摘をいただいておりますけれども、まさにそういういろいろなポータルサービスが使いにくいという御要請があったので、一昨年でございませけれども、ポータルの仕様、APIを公開いたしまして、重立った労務関係のソフトを開発されているところについてはお声がけをして、この仕様と民間のほうで開発されているソフトを連携できるような形の一括申請の機能を、今、大体50社ぐらいの方にお声がけをして進めているところでございます。

比率でございますけれども、これは個人が行う手続きも含めて政府で目標を立てているものですから、あれなのですけれども、純粋なオンラインということに限って申し上げれば、事業主さんの手続き、あるいは個人の手続きを含めて、社会保険・労働保険関係で、オンラインそのものの利用率は大体9%でございます。

それと、いろいろ課題があるということは認識しておりまして、ユーザビリティ、いろいろヒアリングを重ねておられたと思うのですけれども、まだ、要はファイル容量が少ないとかというようなもののソフト的な仕様についての御要望というか、改善ポイントを社労士の方々からもいただいておりますので、定期的に意見交換をするとともに、改善できる場所があれば、総務省とも連携して改善を重ねているという状況でございます。

高橋部会長 続いて、野坂委員の御質問を、お願いします。

酒光総合政策・政策評価審議官 2点目の御質問は、待ち時間について、標準処理期間とするのかどうかという御指摘だったと思います。

野坂委員 標準処理期間の短縮というものも含まれるのかどうかということです。このところに入るのかどうかです。

酒光総合政策・政策評価審議官 標準処理期間というのは、例えば実際に窓口に行って、待って、処理してもらって帰る。あるいは、物によっては後日処理が完了したとお知らせをすることもあります。そういうものも含めてということだと思いますので、むしろ、それはカウントの仕方だと思っています。

ここでわざわざ「待ち時間」と書きましたのは、一つの社会保険・労働保険の申請の関係というのは、電子申請を進めていくということが改善という意味では非常に重要だと思いますけれども、まだまだ電子申請は、先ほど言いましたように、1割弱ぐらいでありますし、一部は郵送などでやっているものもありますけれども、そうではなくやっているものもございます。

私が知っている例ですと、例えば雇用保険の被保険者の手続などは、従業員が3月にやめて、4月に採用することが多いので、4月の最初の週はすごく忙しくて、ハローワークによっては、すごくお待ちいただくということも多いのです。ですから、こういうものを削減するというのは、多分その季節に行かなければいけない事業者の方にとっては、かなり負担の軽減にはなると思うのです。実際に、そういういろいろな取組をやって、それを激減させているところなどもあるので、重要なことだと思いますから、例えばそういう目標を設定した場合に、時間でどうカウントしていいのかわかりませんが、そういうものも処理コストの削減という意味では、意義があるのではないかなと思って、ここはそういう意味で書いたということでございます。

高橋部会長 では、堤専門委員、どうぞ。

堤専門委員 2点ありまして、1点目は最初に佐久間専門委員がおっしゃった独立行政法人や地方公共団体はというような言われ方をされていますと、今、全体で行政手続をと言っているときに、でも、ここはということをおっしゃっていると、インパクトが、実質的にメリットがなくなってしまうということを考えていただきたいということが1点目です。

2点目なのですが、今、ずっといろいろな御意見が出ておりました社会保険に関してなのですが、確かにある一定規模の会社様ですと、こういった社会保険労務士を使っていると思うのですが、実は小規模の事業者様の場合は、労務士のコストももったいないということで、あと、従業員も大きく入れかわりもないという場合は、自社で行っていたり、あと、多少の場合ですと、商工会や商工会議所が代行してくれておりますので、こちらをお願いをしております。その際に、書式もそうですし、さまざまな例えばe-Govなどというものがあるというのは、私も20年やっていて、全然知りませんでしたので、そういうものが一般の事業者でも使えるようになれば、そのコストもそうですし、手続も、特

に今、多様な働き方ということで、今までは非正規労働者は、こういった社会保険の外側にいたのですけれども、彼女たち、彼らが、社会保険や年金の対象者になってくると、物すごく業務量が増えていくのに、旧態依然とした形で、では、任せていますから、保険労務士さんの時間はわかりませんなどということはおっしゃらずに、全体として、デジタル化を進めていって、どのような小さな、本当にベンチャー企業であれ、昔からのおじいちゃん、おばあちゃんの企業であれ、きっちりとした、こういった社会保障の入口というものを国がつくっていくということが大事なのではないかということ意見を添えさせていただきます。

以上です。

高橋部会長 御意見ですね。

では、最後、森下部会長代理、どうぞ。

森下部会長代理 私も意見を述べさせてもらいたいと思うのですが、今回の行政手続は、厚生労働省の役割は大変大きいと思うのです。厚生労働省さんのほうから、3年程度で対応のものも、かなりの部分があるということで、これは逆に言うと、3年間で対応してもらえることが結構あるのかなというように聞きましたし、6月末まで、時間的には厳しいけれども、今から取りかからないと厳しいというお話だったので、今から取りかかってもらえば間に合うというように聞きました。ぜひ、今から用意してもらって、6月末に間に合わせてもらえればと思います。

また、内閣官房が司令塔になって、マイナンバーを活用したIT基盤の整備等は必要だと。これはおっしゃるとおりだと思います。逆に、内閣官房とか、IT戦略本部がしっかり決めたことに関しては、省を挙げて全面的に協力していただいて、目標設定、それから、期限内での削減ということは、ぜひお願いしたいと思います。

一方、不満があるのは、地方公共団体は地方自治の問題があるにしても、独立行政法人というのは、まさに厚労省さんの下にある話であって、ここに関して一律にできないというのは、納得いかないかなど。しかも、補助金、それからグラント、こういうものの多くは、独立行政法人がされているので、ここを外してしまうと、一体何をやっているのかわからないところがいっぱい出てくるだろうと。ここは、逆に言うと、ぜひ同じ様式をつくっていただいて、二度手間がないようにしてもらおうと。全部の独立行政法人も含めて、本省と同じような形でやれるようにしてもらおうというのが、私は、これが最低限のことであると思っています。

高橋部会長 私も意見をちょっと申し上げたいのですが、非常にいい取組をやっていらっしゃるのですが、多分削減できるところはいっぱいあるのだろうと思いますので、ぜひそういう観点から、森下代理もおっしゃったように、6月までに、暫定的なものをまず出していただいて、それから、御相談の上、本計画に結びつけていきたいと思っています。

内閣官房のところにつきましては、こう困っていますということを書いていただかないと、内閣官房もわからないところはあるので、御困難を感じていらっしゃる場所があれ

ば、ぜひ積極的にお出しただければと思いますので、よろしくお願いします。

よろしいでしょうか。

どうぞ。

佐久間専門委員 先ほど議論のあった徴収事務センターなのですが、絶対数で利用件数が何件あるのか、何社、どういう指標でもかまいませんので、教えていただければと思います。基本的には日本には企業が380万あるわけですから、事業所を含めれば、当然母数はそれ以上で、割合は大体推測できますから、絶対数だけで何かインディケーションがあれば教えていただければと思います。

高橋部会長 では、それはぜひよろしくお願いします。

よろしいでしょうか。

本日は、お忙しいところ、どうもありがとうございました。

引き続き、よろしくお願いいたします。

それでは、厚生労働省からのヒアリングはこれまでとさせていただきます。

(厚生労働省退室)

(国土交通省入室)

高橋部会長 それでは、国土交通省より御説明を資料4につきまして、お願いしたいと思えます。本日はどうもお忙しいところ、ありがとうございます。

篠原総合政策局次長 国土交通省でございます。

国土交通省は、国土、社会資本、交通など、多彩な行政分野をしております、許認可の数も、恐らく霞が関では最も多いグループに入るのではないかと考えております。そういう意味では、私ども、規制に伴うコストの削減ということには、これまでもいろいろと意を用いてきたつもりでございまして、今回の取組にもしっかりと対応していきたいということを、まず大前提として申し上げておきたいと思えます。

それでは、資料をごらんいただきたいと思えます。ペーパーに沿って御説明を申し上げながら、口頭で補足していきたいと思えます。

まず、国土交通省1.の考え方(たたき台)に対する意見でございます。

まず、第1パラグラフのところは、これまでも手続を行う方にとって加重的負担にならないように見直しを行ってきましたということが書いてございます。これまでも、私どもは申請、あるいは届出の様式を簡素化したり、回数を減らしたり、あるいは手続のオンライン化、さらには、最近i-Constructionということで、ドローンで測量して、3次元のデータを出すことで、図面が50枚ほど必要だったものが1枚で済むといったような、そういったICTを活用したような合理化も行ってきておりまして、今後も引き続き、手続の合理化に努めてまいりたいと思っております。

そういう流れの中で、今回、行政手続部会で、第2パラグラフですけれども、議論されており取組についても、真摯に取り組んでまいりたいと思っております。

その上で、いただいております考え方(たたき台)に対しまして、省内でも議論を重ね

ておりますけれども、省内で2つほど懸念点ということで、今後の検討にぜひ御配慮いただきたいということで意見が出てきておりますので、本日はそれを御紹介していきたいと思っております。

まず、考え方（たたき台）に関して、大きな方向性を示していただいているにとどまっているところがあるので、内容がもう少し具体化していかないと、なかなか議論しにくいなというのが、総論的な省内の反応でございます。その中で、ポイントとしては2点でございます。

まず、のところですが、一律の割合で削減を求めることが必ずしもなじまない分野があるのではないかとということで、規制の法目的にそって、削減の是非を個別に判断できるような柔軟な対応ができるとうりありがたいということでございます。

これに関しまして、たたき台を拝見いたしますと、たたき台の3ページに「重点分野」が10分野候補として挙がっております。その中に、恐らく国交省としては、1の「営業許可・認可に係る手続」ですとか、5の「補助金の手続」などが、関係が深くなっていきそうに思っておりますが、その中で、(4)のところ、重点分野は削減についての目標を設定するとうりでございます。そういうように、一律に目標を定めて削減していくという流れになりますと、例えば次の項目で申し上げますけれども、安全・安心の確保を目的としたような規制について、むしろ手続を強化すべきという流れもとうりでございます。そういったものについて、ある程度目的に応じた対応が必要になってくるのではないかとことを考えてございます。

2つ目、のところでございます。取組の実施前に統一的な手法と申しますか、標準的な手法と申しますか、そういったものを事前にお示しをいただけないかととうりでございます。また、お示しいただくときに、十分に御相談いただけるとありがたいなとうりでございます。

具体的には、3点ございます。1つ目は、地方公共団体の理解・協力をどのように求めていくかとうりでございますけれども、国交省の規制につきましても、地方公共団体、都道府県知事が規制の許可の権限者になっているとうりといったケースがたくさんございます。しかしながら、これはいずれも自治体の固有の権限とうりでございますので、これはたたき台の中に書かれてございますけれども、地方公共団体の理解・協力が必要不可欠でありますので、政府全体として、この自治体の協力・理解を求めていくプロセスや働きかけが必要なのではないかと思っております。

2つ目は、削減対象となる具体的な手続等とうりものが、どのようにして決まってくるのかとうりでございます。たたき台を拝見いたしますと、先ほど申し上げた営業の許認可ですとか、補助金ですとか、かなりの数に上ることが想定をされます。その中で、個別の手続の中でも主要な手続について目標を定めるようとうり書いてございますけれども、この主要なものとうりものの判断もなかなか我々としても難しいところがあつて、具体的にどのようなものまで対象にしてやっていくのかとうりところを、ある程度基準を示してい

ただけるとありがたいと思っております。

3つ目の丸ですけれども、事業者の作業時間で測定するのだということで、所管省庁で事業者に協力を求めて調べて公表するようにと御指示をいただいているのですけれども、各府省共通で評価をしていくということであるとしますと、共通の作業時間測定のための物差しといったものがないと、なかなか評価しにくいのではないかと思っております。

また事業者の協力を得るという中で、過大な負担になってもいけませんので、作業のための作業にならないための共通の物差し、はかり方といったものもお示しいただけるとありがたいと思っております。というのが、1枚目の私どもの考え方でございます。

2枚目でございますけれども、個別分野について、特殊な事情がある場合の意見ということです。こちらについて、国交省はいろいろな分野の規制を持っておりますので、この分野が何だということでは特定はしにくいのですけれども、数多くの規制が、安全や安心を確保するために規制が設けられているものがございます。

ここでは、昨年1月に発生しました軽井沢のスキーバス事故の例を挙げております。この事故では、大学生13名の若い命を含めまして、大変多くの方が亡くなられ、重軽傷を負われたということで、私どもは急いでスキーシーズンを迎える前に、秋の臨時国会で法律改正を行いまして、貸切りバス事業、これまでは更新制を入れていなかったのですが、5年ごとの更新制を入れております。また、これは運転手の運転技量ですとか、運行管理者の責務が果たされていたかとか、会社が安全投資をちゃんとやっていたかということもありましたので、そういったところをしっかりとチェックするように、むしろ、チェックポイント、書類等をふやしたところもでございます。こういったようなものは、むしろ規制の目的、社会の要請からしても、ぜひとも必要な追加の規制でございますので、こういったものもあります。そういったところもよく御配慮いただいて、こういったものについて、どこまで規制の必要性と手続の負担のバランスを考えていくのかということ、ぜひ、御議論いただければと思っております。

以上が、国交省としての考え方の御説明でございます。

高橋部会長 いかがでしょうか。

御質問が多かったものですから、私のほうから、お答えできるものはお答えさせていただきたいと思えます。

安全・安心の手続については、スキーバスの話などについて御例示をいただきましたが、我々としては、一個一個について、例えば20ならば20と定めたときに、それぞれを20%ずつ減らしてくれというお話をしているわけではありません。要するに、国交省御所管の許認可なら許認可について、横断的に全体として20%程度を目途に減らしていただきたいと申しております。要するに、凸凹はあるかもしれませんが、それを全体としてならして、大体、仮に20%であれば20%をお減らしいいただきたいという趣旨だと御理解いただければと思えます。

さらに、具体的な選定であるとか、作業の細かな選定であるとかというのは、これから

部会でもお話をしていかなければいけないと思います。しかし、一番よく知っていらっしゃるのは、所管の省庁でいらっしゃいますので、そこは所管の省庁を縛らない形でお願いしていくという方向で考えるのが適当なのではないかと思っています。

一々全部を洗い出すのではなくて、削減効果が高いものを選ぶとか、大きく企業の中での時間を縛っているものを選ぶとか、その辺は所管省庁なりの知恵を絞っていただきたいと思います。我々も凸凹がないように議論させていただきたいと思いますので、その辺はこれからさらに詰めさせていただきます。そういうように御理解をいただければと思っておりますので、よろしく申し上げます。

さらに、その上で、全体としての大まかなパーセンテージの目標は一律で、例えば許認可ならば許認可がどれくらいか、という数字は、我々としてお示したほうがよろしいのではないかと思いますので、そこは御理解をいただければと思います。

では、事務局、追加で何かあれば、申し上げます。

刀禰次長 一点、この議論を始めた当初からの議論なのですがけれども、ぜひ国交省にも御理解をいただければと思います。今回、もともとが規制改革、行政手続の簡素化、IT化ということで、一体的に取り組むことになっております。ということなので、例えば、今、安全・安心関係の手続の話がございましたけれども、手続そのものを削減してくれと言っているわけではなくて、もちろん、物によっては、時代の流れに応じて、規制自体を見直してやめてしまったり、簡単にすることはできるでしょうし、同じ規制が残ったとしても、手続の書類等がそこまで要するのかどうかということで、より簡素化できるものもあるでしょうし、同じ書類をいただくとしても、IT化等によってもっと簡単にできるのではないかと。いろいろなところを、まさに一体的に御検討いただいて、トータルとして事業者側の負担を減らしていただきたいということなので、省内に持ち帰られた際に、安全・安心を我々がしないがしろにしているというつもりは全くありませんので、同じ行政目的でやるにしても、やはり事業者負担に配慮して、いろいろな見直しができるのではないかと、こういう趣旨ですので、そこを御理解いただければと思います。

高橋部会長 どうもありがとうございました。

ほか、いかがでしょうか。

それでは、堤専門委員、どうぞよろしく申し上げます。

堤専門委員 部会長も事務局も、今、お話をさせていただいているのですけれども、行政手続ということ言うと、手続部分は、多分、努力できることは絶対にあると思います。逆に、今の個別のところのお話で、安全・安心を守るために書類の数を増やしましたという形でおっしゃられたのですが、聞きたいなと思ったのは、例えばタクシーや貸しバスなどの事務所の現地調査とか、要は、書類を増やせばという考え方よりは、実際の事業者を見に行く、確認しにいくというような現地調査、事業所の調査のほうが、本当は書類のチェック項目を増やしたということよりも実効性があるのではないかと考えたのですけれども、今、現地調査などをどういうようにされているのかをお聞きしたいと思いました。

以上です。

高橋部会長 お願いします。

篠原総合政策局次長 御質問、ありがとうございます。

私どもも、今、御指摘をいただきましたように、基本的には事前規制はなるべく軽くして、事後チェックをしっかりとやるということ、監査体制というものをしいておまして、随時、事業者のところに入りまして、安全確認をするということを基本にしています。そして、許可をするときというのが、入る前ですから、事前規制なのですけれども、それはなるべく簡素な手続でできるようにということを心がけております。

そういう中でも、軽くした手続が、実は安全を十分配慮しない事業者の参入を許したのではないかという、こういう御指摘がたくさんあったものですから、必要最低限のところの事前規制を、今回少し増やしたということでございます。基本は事後チェックをしっかりとするという姿勢で臨んでおります。

高橋部会長 ほかはいかがでしょうか。

原委員、どうぞ。

原委員 全体に、引き続き検討いただければということだと思いましたが、私たちがこれまで何ってきた中で、先行的な取組として、例えば産業保安の分野でのスマート保安の事例を伺いました。これは、安全性はむしろこれまで以上に保ちつつ、新しい技術を使うことで、事務の省力化、効率化を図っていくということだと思います。運輸部門の安全にかかわるような分野であるとか、さまざまな分野で同様のことが可能だと思いますが、こういったことを既に御検討されているのかどうか、引き続き御検討いただく中で、教えていただければということかもしれませんが、もし何か今の時点でありましたら、お願いします。

高橋部会長 よろしくお願いします。

篠原総合政策局次長 いろいろな技術を活用して、安全性を高めながら手続を簡素化していくというのは、重要な分野だと思っております。先ほどi-Constructionという御紹介をしましたが、ドローンですとか、さらに自動運転技術とか、いろいろなものがどんどん出てきておまして、安全性がむしろ高まる方向で、そういったものを積極的に導入しながら手続を簡素化するというのは不断に考えておりますが、今回、さらに、今の御指摘を踏まえて、しっかりと取り組んでまいりたいと思います。ほかの省庁の進め方も参考にしていきたいと思っております。

高橋部会長 よろしくお願いします。

ほかはいかがでしょうか。よろしいでしょうか。

どうも本日はお忙しいところ、本当にありがとうございました。

引き続き、また、よろしく願いたいします。

それでは、国土交通省へのヒアリングはここまでといたします。どうもありがとうございました。

(国土交通省退室)

高橋部会長 本日の議題は、以上でございます。

前回及び今回のヒアリングを踏まえまして、取りまとめに向けた議論をさらに深めてまいりたいと思いますので、引き続き、よろしくお願いいたします。

最後になりますが、前回の経済産業省のヒアリングに対しまして、追加の御意見があるとのことでございますので、堤専門委員から、よろしくお願いいたします。

堤専門委員 前回、後ろを急いでおりまして、経済産業省の取組はとてもよいとほかの委員からも御意見が出ていまして、私もとてもそう思っております。

一点だけ意見として述べさせていただきたいのが、ベンチャープラットフォームの部分のお話の中で、ベンチャーという形で、こうこうこういう方々になると思うのですが、という話をされていたのですが、ベンチャーの定義が曖昧かなということと、ベンチャーに入らない、今、余り考えていらっしゃらない中小や古い事業所が、例えば新規事業を行っていったりなどというときにも使えるように、特にIT、まだお強くないような事業者さんにおかれましては、例えば既存の商工会や商工会議所などのようなところが、いろいろな手続簡素化のためのITを、事業者側も使えるようにというあたりのフォローアップもしながら、全体で官民ともに行政手続簡素化という形、IT化という形で進んでいただければというところで、意見を添えさせていただきます。

ありがとうございました。

高橋部会長 どうも、貴重な意見をありがとうございました。

では、それは事務局から経産省にお伝えください。よろしくお願いいたします。

どうもありがとうございました。

それでは、最後に事務局から何かございますでしょうか。

石崎参事官 次回の会議日程は、後日、事務局から連絡させていただきます。

以上です。

高橋部会長 それでは、これで会議を終了いたします。どうも御協力ありがとうございました。引き続き、よろしくお願いいたします。